

雨水貯留タンク設置補助金制度Q&A

【制度全般について】

	質問	回答
1	市内のすべてが対象ですか？	鳥取市内全域を対象としています。
2	誰でも補助を受けられるのですか？	基本的には誰でも補助を受けることができますが、国や地方公共団体、公団・公社は補助対象外です。また、販売を目的とした建築物へ設置する場合は補助対象となりません。
3	集合住宅（マンション・アパート等）に雨水貯留タンクを設置する場合も補助対象となりますか？	補助対象となります。ただし、設置に当たっては以下の点に十分注意してください。 ○所有者の承諾が必要です。 雨水貯留タンクは雨どいに接続して設置するため、建築物自体への加工を伴います。集合住宅の共用部分は、管理組合やオーナー（所有者）の管理下にありますので、設置を検討される場合は、必ず事前に管理組合やオーナーへ相談し、設置の承諾を得る必要があります。
4	現在は鳥取市外に住んでいますが、鳥取市内に所有している建築物に雨水貯留タンクを設置する場合は補助対象となりますか？	鳥取市内全域の建築物（戸建住宅、集合住宅、事業所等）が対象なので補助対象となります。
5	以前購入した雨水貯留タンクも補助対象となりますか？	補助対象外です。申請後に市役所が補助金を交付することを決定してから購入及び設置したものに限りです。
6	過去に市の補助を受けて雨水貯留タンクを設置しましたが、市内の別の建築物にも新たに雨水貯留タンクを設置したいと考えています。補助対象となりますか？	補助対象となります。申請者が同じでも、設置する建築物が違えば問題ありません。
7	いつでも申請できるのですか？	申請する年度の1月末までに設置完了見込みであればいつでも申請していただけます。（ただし、予算限度額に達した場合は期間内であっても受付を終了することがあります。）

【購入・設置について】

	質問	回答
8	補助対象となる「部材費」にはどのようなものが含まれますか？	部材費とは雨水貯留タンク本体を設置するにあたり、雨どいから適切に雨水を取り込むために必要な部品や資材のことで、具体的には以下のものが該当します。 ○本体関連：タンクを安定させるための架台 ○接続関連：雨どいからタンクへ水を導くための集水器（雨水取水装置）、接続用ホース、パイプ、継手（ジョイント） ○附属設備：フィルター、オーバーフロー用の配管材、蛇口等の止水栓 ○固定・補強：転倒防止用の固定金具、ワイヤー ※購入品がセット販売されている場合は、そのセット一式が部材費の対象となります。
9	設置に係る費用で補助対象とならないものはありますか？	以下の購入に係る費用は補助対象外です。 ○設置作業に使う工具：ドリル、ドライバー、のこぎり等 ※設置後も申請者の手元に残り、他の作業にも転用できるため ○設置作業に必要な消耗品：軍手、養生テープ、接着剤等 ※設置作業の過程で消費されるものであり、本体の機能維持に直接寄与しないため
10	雨水貯留タンクはどこに売っているのですか？	ホームセンターや通販サイト等で販売されています。
11	雨水貯留タンクを購入した際の配送料や代引き手数料は補助対象となりますか？	補助対象となります。
12	インターネットオークションやフリマサイトなどで中古品を購入した場合も補助対象となりますか？	補助対象外です。補助対象は、耐久性や機能が保証されている「新品の既製品」に限ります。中古品や譲り受けた雨水貯留タンクは、安全面や機能面で適切な設置が担保できないため、補助対象外です。
13	雨水貯留タンクを購入する際に、ポイントを付与したり貯めたポイントを充当して支払ってもよいのですか？	補助対象経費の支払いの際には、ポイントが付与される決済手段を選択しないようにしてください。また、ポイントを充当してお支払いしないようにしてください。やむを得ずポイントを付与したりポイントを充当してお支払いされた場合には、当該ポイントに相当する額を補助対象経費から控除して算定いたします。
14	個人でも設置できますか？	個人でも設置できますが、部品の組み立てや雨どいを切って継手を取り付ける等の作業が必要です。詳しい設置方法は購入するメーカーにお問い合わせください。ただし、個人で設置するために使用する工具類（ドリル・ドライバー等）の購入費用は補助対象外です。

15	設置を業者に頼む場合、どこに頼めばいいですか？	リフォーム工事、エクステリア工事や水道工事を扱っている業者であれば大丈夫です。
16	設置する際に「雨どい」の改良や補修が必要な場合、その費用も補助対象ですか？	○補助対象となる場合 既存の「雨どい」から雨水貯留タンク本体へ接続するにあたり、雨水を適切に導水するために必要な「雨どい」の改良（切断、延長、切り回し等を含む）に係る費用 ○補助対象外となる場合 既存の「雨どい」が腐食、破損、脱落等の理由により損壊している場合に、それを接続のために補修する費用

【維持管理・その他】

	質問	回答
17	設置完了後は必ず現地確認を行いますか？	原則として、設置完了後に提出していただく写真等の確認をもって現地確認に代えさせていただきます。ただし、写真等から設置状況の確認が十分にできない場合は、事前にご連絡の上、現地確認を行います。
18	雨水を貯めるとポウフラ等が発生しませんか？メンテナンスは大変ですか？	ポウフラ等の発生を防ぐため、集水継手又は流入口にフィルターを取り付けるようにしてください。また、雨水貯留タンク及びフィルター等を定期的に清掃するようにしてください。
19	邪魔になったり破損したら処分してもよいですか？	設置後7年間は適正に維持管理することが義務付けられており、目的外の使用や処分等は制限されています。破損等でやむを得ず処分を検討される場合は、必ず事前に市役所へご相談ください。なお、維持管理や修理に伴う費用はすべて申請者様のご負担となります。
20	引っ越し場合はどうしたらよいですか？何か必要な手続きはありますか？	引っ越しの際は処分せずに、以下のいずれかの対応をお願いします。 ○新たな居住者に継承する ○転居先の住宅へ移設する 転居先へ移設する場合には、以下の手順で手続きを行ってください。なお、移設に要する費用はすべて申請者様のご負担となります。 (1) 変更承認申請書の提出 市役所まで「補助事業等変更承認申請書（規則様式第3号）」をご提出ください。 (2) 変更承認通知書の送付 申請内容を確認後、市役所から「補助金等変更承認通知書」を送付します。併せて、手続きに必要な添付書類をご案内しますので、ご準備の上提出してください。 (3) 完了検査 提出書類の確認後、完了検査を行います。検査の合格をもって手続き完了となります。 ※維持管理について 移設した場合であっても、当初の設置から通算して7年間は、適正な維持管理をお願いいたします。